

## 中世の領事制度：領事の名称と選任

伊藤, 不二男  
九州大学法学部：助教授

<https://doi.org/10.15017/1286>

---

出版情報：法政研究. 21 (2), pp.1-24, 1954-02-28. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

## 中世の領事制度

— 領事の名称と選任 —

伊 藤 不 二 男

中世の領事制度は、色々な困難な問題を含む。そのなかで、まづここでは、特に論争の多い二つの問題を選ぶ。それは、領事の名称と選任の問題である。前者は、中世において、領事が最初から *consul* とよばれたのではなく、色々な名称でよばれたこと、及び *consul* という名称も領事に特有のものではなかつたことである。後者は、派遣領事 *consules missi* と被選挙領事 *consules electi*、つまり本国の都市が派遣した領事と植民地の商人がかれらの間から自主的に選挙した領事との関係の問題である。そのいずれが領事制度として先に成立したか、ということである。

この二つの問題は、共に領事制度の起源の問題と関係する。その意味でいずれも、領事制度を歴史的に考察するから、重要なものである。その二つを特にとりあげたのも、そのためである。

だから結局、つぎには、領事制度の起源の問題を、その二つの点を中心に考察することになる。

中世の領事制度は、現在の領事制度の前身である。と共に、それはまた今日の制度の起源でもある、と認めることが正当とおもわれる。たしかに、領事制度の歴史的発展の過程を、中世の十字軍の時代以前にさかのぼって論証することは、不可能であるからである。<sup>(二)</sup>

今日の領事制度の眞実の起源と認められうる制度は、十字軍の運動と関連して設けられた。それは、つぎの事情による。

即ち、十字軍の際にイタリアの商業都市、ゼノア、ピサ、ヴェネチアがかれらの有する船舶をもつて十字軍を援助した。その代償として、十字軍に参加したキリスト教国の君主たちは、シリアを征服してそこにエルサレム王国を建設したときに、かれらが征服した都市の一部を通商活動の拠点としてそれらの商業都市に与え、この区域のなかで、それらの都市が当時ようやく獲得した自由と自治の権利を認めた。<sup>(三)</sup>

かくして設けられた商業植民地又は居留地は、つぎのやうな構造であつた。即ち、そこには、一般に *ruga* 又は *vicus* とよばれる建物があつた。それは、行政官庁や裁判所に使用されると共に、商館としても役立てられた。小さい植民地では一つの建物に役所と商館とが含まれたが、普通は、役所と商館とは別々の建物があてられた。ティルスやアッコンのヴェネチアの植民地などはそうであつた。商館はまた *fundicum*, *fundicium*, *magnum palatium* *fontici* などともよばれ、本国の都市から来た商人たちのために、宿舎、倉庫、商店などの用に供された。<sup>(四)</sup>

かかる植民地は、本国の商業都市が任命した *viconte* とよばれる役人によつて統治された。その *viconte* はまた、エルサレム王国の封建的な裁判所からは独立の、その植民地に固有な裁判所 *curia* の裁判官でもあつた。<sup>(五)</sup> が、この、植民地の長官であり、かつ商館 *fundicum* の主人であつて、しかも裁判官である *viconte*こそ、後に *consul* とよばれる領事の起源なのである。<sup>(五)</sup>

(一) 領事制度の起源に関しては色々な説が主張される。国際法の制度のなかで、その起源に関して、領事制度くらい異説が唱えられる例は、他に類がないであろう。十字軍の時代以前にその起源があるとする説も多い。それらの説については、別の機会に論じたいとおもう。が、この主要なものをあげれば、(イ)古代のエジプトで、ギリシヤ人がナウクラティス Naucratis 中に領事をまつた、と云ふ説 de Laigue, M. L., *L'institution consulaire, son passé historique depuis l'antiquité grecque jusqu'au commencement du premier empire* (1806), *Revue d'histoire diplomatique*, 1890, p. 535. (ロ)古代ギリシヤの proxenia の制度が領事の起源である、と云ふ説 Pardessus, J. M., *Collection de lois maritimes antérieures au XV<sup>e</sup> siècle*, T. I, 1828, p. 52; Phillipson, Coleman, *The International Law and Custom of Ancient Greece and Rome*, 1911, V. I, p. 149. (ハ)中世の初期の *Lex Wisigothorum* と云ふ *telonarii* を領事の起源と云ふ説 Lorimer, James, *The Institutes of the Law of Nations*, 1883, V. I, p. 292—3. (ニ)九世紀、唐の時代に、アラビヤ人が広東に領事を設けた、と云ふ説 Cappello, M. *Le comte Michelangelo, Les consuls et les bailages de la république de Venise*, *Revue de droit international et de législation comparée*, XIX, 1897, p. 161. 即ち「蕃長」のことであるが、その制度については、Escarra, Jean, *La Chine et le droit international*, 1931, p. 4, 6—7; 中田薫「唐代法に於ける外国人の地位」(寛教授還曆祝賀論文集)参照。(ヘ)八〇〇年頃、皇帝 Charlemagne が、ムンステイナにサラセン人の間に認められたキリスト教国の最初の領事を派遣した、と云ふ説 Hautefeuille, L. B., *Histoire des origines, des progrès et des variations du droit maritime internationale*, deuxième édition. 1869, p. 96. などである。なかでも、ギリシヤの proxenia を領事の起源と主張する説は有力である。この制度については、小論文ではあるが優れた研究である Tissot, Ch., *Des Proxénies grecques et de leur analogie avec les institutions consulaires modernes*, 1863 参照。

(11) Heyd, Wilhelm, *Geschichte des Levantehandels in Mittelalter*, 1879, Bd. I, S. 150.

- (三) Heyd, a. a. O. Bd. I, S. 167—8.  
 (四) Heyd, a. a. O. Bd. I, S. 175—6.  
 (五) Salles, Georges, L'institution des consulats, son origine, son développement au moyen-âge chez les différents peuples, 1898, p. 12—3; Bousquet, Georges, Des agents diplomatiques et consulaires, 1883, p. 75.

三

viconte が領事の起源と認められうる理由は、第一に制度の内容からみて、この植民地の長官の制度とそれが統治する植民地の構造とが、後に地中海を中心に各地に設けられ、中世の領事制度と認めることに何人も異論のない制度と同一であることに存する。<sup>(二)</sup>

が、第二に名称についても、viconte が後に consul と改められたことが、歴史的にはつきりと証明されうるからである。それはつぎの事情による。が、その場合ヴェネチアだけは、重要な地位のものについては baile という名称を採用した。

即ち、イタリアの商業諸都市は、これまで viconte<sup>(一)</sup> に統治せしめていたシリアに散在する植民地の行政を整理して一層広い権限の役人の下に統轄せしめることを必要とした。そのために、ヴェネチアは十二世紀の終りに、従米の viconte の名称に代つて baile, baillo, balio, bajulus という名称の役人をおいた。<sup>(三)</sup> それは、 bajulus (sen rector) Syriae 又は bajulus Venetorum in Syria、<sup>(四)</sup> もしくは bajulus in tota Syriae super Venetos とか bajulus Venetorum in Accon, in Tyro et in tota Syria とよばれた。が、これがヴェネチアの General-Bailo である。尤も、これと同時に従来の viconte の地位と名称とが全く廃止されたのではない。それらは、これまで通

り viconte とよばれるか、又は新たに consul とか、或いはそのなかの重要なものは baile とよばれて存続し、右の General-Baillo に従属せしめられた。同様の従属関係は、その General-Baillo とヘイルートの consul や、後に baile という名称でよばれたトリポリの consul や、アンティオキヤの viconte との間にも認められた。同じ事情にもとづいて、ゼノアもまたその頃、 consules Januensium in Syria とか consules et vicecomites Januensium in Syria という名称の役人をアッコンに任命した。そして、その管轄の下に、これまでのアッコンとティルスとヘイルートとの役人を従属せしめた。が、それらもまた consules とか vicecomites とか consules et vicecomites とよばれた。ピサについても同様であった。即ち、ピサも同じ頃アッコンに consul communis Pisarorum Accon et totius Syriae を任命した。が、その管轄範囲は、トリポリやアンティオキヤに及ぶものであった。この consul の外に、ピサはトリポリやアンティオキヤに vicecomes をおいていた。それらはまた、ときには consul という名称でもよばれた。<sup>(四)</sup>

このように、viconte といふ名称は、十二世紀の終り頃から次第に、baile や consul という他の名称に改められた。が、過渡的な時期には、consul et viconte と、二つの名称が併用されることもあった。<sup>(五)</sup> そして、大体において十三世紀の初めには、ごく僅かの例外を除いて、consul という名称が広く採用されたようである。<sup>(六)</sup>

(一) この点を一層明かにするためには、中世の領事制度の実情、その制度の内容について考察することが必要である。が、それについては、「中世の領事制度、領事の職務と権限」として別の機会に譲る。しかし要するに、中世の領事はすべて、(一)植民地又は居留地の長官であり、(二)商館 fundicum の主人であり、(三)かつ常に裁判官であった。このことが中世の領事制度の特色である。が、viconte の制度もこれと同一であった。ただ、それが後の領事の場合と多少異なる点は、つぎのことである。即ち、後者の場合には、植民地に居住する人は領事を任命した都市の市民に限られていた。が、viconte の支配する植民地

の場合には、必ずしもそうではなかつたようである。Heyd, a. a. O. Bd. I. S. 169. 参照。

- (二) ゼノアやピサは最初から *vicomte* の名称を用いた。が、ヴェネチアについては異説がある。しかし、やはり最初は *vicomte* の名称を用いたとおもわれる。Heyd, a. a. O. Bd. I. S. 174—5. 参照。ヴェネチアの場合に、そのことが問題となるのは、ヴェネチアが *baile* の名称を好んで用いたためである。Cappello, op. cit., p. 179 は、Marin, A., *Storia civile e politica del commercio dei Veneziani*, 1789, Vol. IV を根拠として、一一一七年に Theophile Zeno が Biblio の王と条約を締結して *baile* の称号をえた、とのべている。それが事実とすれば、その頃既にヴェネチアの *baile* がいたことになる。しかして、一一一七年の *baile* Theophile Zeno は、Marco Foscarini, *Della Letteratura Veneziana*. Ed. 2, p. 25 の主張によつて一般に認められるに至つたものであること、そして、それには一〇〇年の誤りがあり、実は一一一七年の Theophilus Geno bajulus in Syria のことであることが、Heyd によつて一八六〇年に証明された。そして Heyd によれば、文献上で最初にみられる名称は、一一八三年の Jacobus Gradenicus *vicecomes in Achon* である Heyd, a. a. O. Bd. I, S. 175.

- (三) *baile* という名称はヴェネチアだけが用いた。が、Salles によれば、ヴェネチアがシリアにこの *baile* を任命したのは、一一九二年である。Salles, op. cit., p. 6 (2) 参照。その外に、ヴェネチアは、つぎの年につぎの地にそれを任命した。即ち、一二〇九年にネグレポントに、一二二九年にアルプとラオディケアに、一二七一年に小アルメニアに、復興ギリシヤ帝国の間にコンスタンディノーブルに、一三〇二年にキプロス島に、一三二〇年にトルシメントに Salles, op. cit., p. 6 (2)。

- (四) Heyd, a. a. O. Bd. I, S. 365—8.

- (五) Salles, op. cit., p. 5.

- (六) ゼノアが、一二五三年にも小アルメニアに *vicomte* をおいていたことなどは例外の場合である Salles, op. cit., p. 5 (1)。

上述のように、*viconte* が領事の起源である。とするならば、領事は最初から *consul* とよばれたわけではなかつた、ということになる。

*consul* という名称が領事について一般に用いられることになつたのは、つぎの事情による。即ち、中世においては、その名称はまづ本国の都市の大官をさす称号として採用された。つまり、十一世紀の終り頃に、最初、イタリアの諸都市が共和制時代のローマの制度に従つて、その大官のことを *consul* とよんだ。その後、南フランスの諸都市もこれになつた。そのため十二世紀の終り頃には、その風習が各地に拡まつた。かくして、最初は都市の大官のものとして採用されたその名称が後には、植民地の長官である領事に対しても与えられることになつたのである。<sup>(二)</sup>  
*viconte* が後に *consul* と改められたのも、そのためであつた。

しかし、このことと関連して、二つのことが注意されなくてはならない。

一つは、中世において領事が色々な名称でよばれたことである。必ずしも *consul* とよばれたわけではない。従つて、その時代について、*consul* とよばれなかつたからといつて、ある制度を領事とは関係のないものと考えてはならない、ということである。

他は、中世において、*consul* という名称が領事に特有のものではなかつたことである。その外にも *consul* とよばれる役人が存在した。従つて、その時代について、*consul* とよばれたからといつて、ある制度を直ちに領事制度と考へてはならない、ということである。

そこで、第一に、一方において、中世の領事は色々な名称でよばれた。



既にのべた *viconte, baile, consul* の外に、*recteur, rector* とか *podestat, podestas* などもよばれた。<sup>(三)</sup>  
*recteur, rector* という名称は、一般に、*baile* や *podestat* に従属する地位の領事に用いられたものようである。ヴェネティアが、一三一九年にテッサリアに *rector* をおいて、ネグレポントの *baile* に従属せしめたこと、ゼノアがフマグスタの *podestat* に従属する地位にある領事をキプロス島に任命して、これを *rector* とよんだことなどがその例むある。<sup>(三)</sup>

*podestat* <sup>(四)</sup> という名称については、特に説明を要する。この名称は、ヴェネティアの場合の *baile* と同様にゼノアが特に用いたものである。

しかしながら、ヴェネティアもまた、一度だけ、コンスタンティノープルに *podestat* を任命したことがある。それはつぎの事情による。即ち、第四回の十字軍の際に、ヴェネティアがビザンツ帝国を攻撃して、一二〇四年のラテン帝国の建設に協力した。その際に締結された条約によつて、ヴェネティアは旧ビザンツ帝国の領土の一部を獲得し、ここに、強大な植民地国家として発展することになったのである。が、この新領土を統治するために、ヴェネティアは総督を任命して、これを *podestat* とよんだ。<sup>(五)</sup> 即ち、*Venetorum in Romania podestas ejusdemque dimidiam dominator* と。つまりそれは、ローマ帝国に居住するヴェネティア人たちの *podestat, podestas* であると共に、その帝国にあるヴェネティアの新領土の総督 *dominator* であつた。しかし、そればかりではない。それはまた、ローマ皇帝に対しても、あたかも常駐外交使節のように本国を代表する資格を認められていた。そのため、新皇帝が即位する度毎に、これに対して従来の条約によつて保障されたヴェネティアの権利を確認せしめた。従つて、ラテン帝国においても、この *podestat* に対しては、他の *consul* や *baile* よりも遙かに高い尊敬が払われ、それは、あたかも一国家の君主のような待遇をうけた。そしてまた、それは、コンスタンティノープルに居住するヴェネ

ティアア人やその港に入港するヴェネティアの船舶はもとより、他の地方に居住するヴェネティア人に対しても、最高の行政官であり司法官であると認められた。<sup>(六)</sup>

右にのべたヴェネティアの場合を除けば、*podestat* はすべて、ゼノアによつて任命された。

ゼノアはまづ、コンスタンティノーブルに *podestat* を任命した。<sup>(七)</sup> それはつぎの事情による。即ちゼノアがヴェネティアの勢力をその地から駆逐するために、一二六一年にギリシヤ人と結んでコンスタンティノーブルを攻略した。その結果、ラテン帝国に代つて、*Michael Palaelogus* を皇帝とするビザンツ帝国が復興したのである。が、その時に皇帝 *Michael* は、ゼノアとの約束に従つて、コンスタンティノーブルに近い一区劃を商業植民地としてこれに与え、そこにゼノアが *podestat* を任命する権利を認めた。しかしながら、皇帝は、ヴェネティアやピサに対しても同様の権利を与えた。が、ヴェネティアが任命した役人は *Dalje* とよばれ、ピサが任命した役人は *consul* とよばれた。<sup>(七)</sup>

ゼノアがコンスタンティノーブルに任命した *podestat* は、コンスタンティノーブルの近くのペラ *Pera* に定められたゼノアの商業植民地に派遣されたものである。が、それは、前述のヴェネティアの *podestat* と同様に、非常に広い権限と高い地位とを認められていた。即ち、その管轄権は、ペラばかりでなくビザンツ帝国に居住するすべてのゼノア人にも及び、それらのゼノア人に対して、最高の行政及び司法の権限を行使した。そして、ビザンツ帝国におかれたゼノアの *consul* はもちろん、その他の植民地の役人もみな、これに従属した。従つて、*podestas* (*vicarius*) *Januensis in imperio Romaniae*、又は *podestas Januensis in imperio Romaniae conversantium*、又は *vicarius pro communi Januae in toto imperio Romaniae et mari majori* と称せられた。その上、ビザンツ帝国の皇帝に対して、あたかも常駐外交使節のように本国を代表する資格を有していたことも、ヴェネティアの

podestat の場合と同様である。<sup>(九)</sup>

更にゼノアは、キプロス島の通商の中心地たるフマグスタにも podestat を任命し、キプロス島におかれたゼノアの *consul* や *rector* をすべて、これに従属せしめた。この podestat は、キプロス島に居住するすべてのゼノア人に対して管轄権を有し、殺人・反逆・窃盜などの重罪について、かれらを裁判する権限を有するものであった。今日残っている文献の上で認められうるかぎり、フマグスタに任命された最古の podestat は、一二九二年の Matteo Zaccaria <sup>(一〇)</sup> であるといわれる。

上述の podestat がいづれも、一面においては、領事と同様の性質のものであったことは否定できない。つまり、それらはみな、外国に居住する本国都市の市民に対して、行政上及び司法上の権限を有する商業植民地の長官であった。しかし、コンスタンティノープルに任命されたヴェネティアとゼノアの podestat は、他の一面において、ラテン帝国又はビザンツ帝国の皇帝に対して、本国を代表する常駐外交使節としての資格を有していた。このことは、当時のコンスタンティノープルが東ローマ帝国の首府として政治の中心地であつた事情によるものである。もとより、未だ常駐外交使節の制度が確立していなかつた当時であつて、領事は一般に、本国を代表して外交上の交渉を行う常駐外交使節としての任務と性格とを有するものであつた。特に、その任地が政治の中心地であるときにはさうであつた、といえる。そしてこのことは、中世の領事制度の一つの特色でもあつた。<sup>(一一)</sup> 従つて、上述の podestat がさうであつたといふことは、それらが領事とは別の制度であつたということにはならない。けれども、ヴェネティアがコンスタンティノープルに任命した podestat は、たしかに、ヴェネティアが東ローマ帝国内に獲得した領土を統治する総督としての性質をも備えていた。が、かかる性質は、当時の一般の領事には認められないものである。従つて、この点を重要視するならば、その podestat は、領事とは異なるものであつたと認められないことはない。こ

とに、ヴェネティアがそれを任命した時に、コンスタンティノールには、別にその管轄の下に *baile* がいたこと(一一)を考えると、一層そのようにおもわれる。これに反して、ゼノアがフマグスタに任命した *podestat* は、領事と全く同一の性質のものであつた。(一二)

以上のように考えるならば、*podestat* は、ヴェネティアがコンスタンティノールに任命したものについては多少問題があるが、その他のものについては、一般に領事の名称であつた、と考えることが許されるであろう。そして、それは、ヴェネティアの *baile* の場合と同様に、ゼノアが重要な地位の領事に与えた名称であつた、と。

別に、*legatus, délégué* という名称も問題になる。これもまた領事の名称である、と主張されるから。(一四) その場合に問題にされるのは十二世紀にヴェネティアとピサとがコンスタンティノールに派遣した *legatus* である。が、とくに、ヴェネティアの *legatus* について、それが、後にヴェネティアによつてコンスタンティノールに任命された *baile* の前身である、と主張される。(一五) そうすれば、*legatus* もまた、*baile* と同様に領事の名称ということになるであろう。

しかしながら、実はこの *legatus* は、ヴェネティアが必要に応じてビザンツ帝国の首府、コンスタンティノールに派遣した純然たる特派使節に外ならない。それは、その都に常駐的に任命されたものではなかつた。(一六) それゆえに、*legatus* は、領事である *baile* とは本質的に異なる制度であつた、とみることが正しいであろう。たしかに、ヴェネティアもビザンツ帝国の時代に、コンスタンティノールに商業植民地をもつていた。そして、その植民地には、*legatus* とは別に常駐的な役人が任命されていた。このことだけは確実である。が、果して、それがいかなる名称の、かつ、いかなる権限を有するものであつたかは明かでない。(一七) しかし、後の *baile* の前身となるものとしては、*legatus* よりもむしろ、これに求めるべきであろう。

Legatus が特派使節の名称であつて領事の名称ではなかつたことは、ピサの場合についてみれば、一層明白になる。

即ち、ピサは Ugone Duodi という人物を、コンスタンティノープルに外交使節として派遣した。かれは、そこに赴いた後に、そのまま領事としてとどまつた。が、その場合、ピサが与えた一一四一年四月三十日付の任命書は、かれのことを Legatus とよんでいる。<sup>(一八)</sup>しかし、このことはピサが領事を Legatus とよんだことの証拠にはならない。というのは、Duodi は、最初は外交使節、つまり Legatus として派遣されたのであるから。事実、後のピサの文書では、外交使節の名称たる Legati, missatici, nuntii と、その当時の領事の名称たる vicecomites とがはつきりと区別されている。そして、ピサは一一六九年に、Marcius という人物を viconte として、<sup>(一九)</sup>コンスタンティノープルに任命した。が、これがその地におかれた最初の viconte であつといわれる。

(一) Salles, op. cit., p. 4.

(二) その他にも émin, alcade, gouverneur des marchands, procureur, avocat, capitaine などいろいろ名称によればたまたまある。Salles, op. cit., p. 7 参照。又、ドイツのハンザが海外の居留地の長官として任命した Aldermänner, Oldermänner も、その当時の領事と同一の性質のものであつた。

(三) Salles, op. cit., p. 7 (3). テッサリアのヴェネティアの rector と同じくは、Heyd, a. a. O. Bd. I, S. 494—9 を、又キプロス島のゼノアの rector と同じくは、Heyd, a. a. O. Bd. II, S. 21 参照。後者は、Salles, op. cit., p. 7 (3) 及び Archives de l'Orient latin, par le comte Riant, II, 25—28 にも同じく記述がある。一一三〇年におかれたものである。

(四) 当時のイタリアの商業都市においては、色々な場合に podestat とよばれる役人が任命された。とくにゼノアは、都市の最

も重要な役人のことを *podestat* とよんだ Sismondi, *Simonde de, Histoire des Républiques Italiennes du Moyen Age, Quatrième édition, T. II, 1826, p. 365.*

(五) この場合に限つて、ヴェネチアが *podestat* という名称を選んだのは、おそらく、つぎの事情によるものとおもわれる。即ち、ゼノア人には *podestat* という名称の方が、当然に *ballie* という名称よりも上位の地位をさすものとおもわれた *Salles, op. cit., p. 6.* そして、その当時は、コンスタンティノーブルにおいて、ヴェネチアはゼノアの勢力に対抗して、これと争つていた時代である。が、ラテン帝国の成立した間は、ヴェネチアの方が優勢であつたので、その優位をゼノアに対して示すために、それが任命した役人のことを *podestat* とよんだのであろう。

(六) Heyd, a. a. O. Bd. I, S. 317—8.

(七) ゼノアがコンスタンティノーブルに *podestat* を任命したのは、一二七九年から十五世紀の終りまでである *Salles, op. cit., p. 6 (1)。*

(八) Sismondi, *op. cit., T. II, p. 362—3.*

(九) Heyd, a. a. O. Bd. I, S. 502—3.

(一〇) Heyd, a. a. O. Bd. II, S. 20—1.

(一一) Salles, *op. cit., p. 63—6.*

(一二) Cappello, *op. cit., p. 176.*

(一三) Cappello, *op. cit., p. 179—180.*

(一四) Salles, *op. cit., p. 9.*

(一五) Cappello, *p. 176.*

(一六) Heyd, a. a. O. Bd. I, S. 284.

(一七) Heyd, a. a. O. Bd. I, S. 283-4.

(一八) Heyd, a. a. O. Bd. I, S. 285.

(一九) Heyd, a. a. O. Bd. I, S. 285-6.

## 五

要するに、中世の領事は色々な名称でよばれた。それは必ずしも、つねに *consul* とよばれたわけではなかつた。そこで、第二に、他方において、*consul* という名称もまた、中世においては領事に特有のものではなかつた。

その時代においては、既にのべたように、本国の都市においても、*consul* とよばれる役人が色々な場合に任命されていた。<sup>(一)</sup>それがむしろ、その名称の起源であつたわけである。しかも、それらの *consul* はすべて、その時代の領事がそうであつたと同様に、裁判官としての権限を有していた。従つて、この名称の同一と権限の類似のために、かかる本国の都市における *judge-consul* の制度、*domestic consulate* をもつて領事制度の起源とする説が、しばしば主張される。<sup>(二)</sup>

しかしながら、*judge-consul* と一口にいつても、それには色々な制度が含まれるから、そのなかのどの制度をもつて領事の起源とするのか、それらの説は必ずしも明瞭ではない。が、ただそのなかで、*consul maris*, *consul de la mer* の制度がそれであるとする説は、可成り有力であり、かつ、注目に値いするものといえる。つまり、この制度が後に海外に移されて、領事 *consul d'outre mer*, *consul à l'étranger*, *consul ultra mare*, *consul in partibus ultramarinis* になつた、<sup>(三)</sup>というのである。

*consul maris* といはれる制度の内容は、都市により時代によつて、必ずしも一様ではない。が、その最も有名

な、かつ一般には最古のものと考えられ、従つて又、典型的なものであるピサの例によるならば、つぎの如きものである。即ち、それは、都市における色々な商人の組合のなかの、海洋貿易に従事する商人たちの組合である *ordo maris* の代表であつた。その数は、最初は五人であつたが、後には三人となつた。<sup>(三)</sup> *ordo maris* には二つの評議会、*consilium minus* と *consilium majus* とがあつて、この二つの評議員が合同して総会を構成し、*consules ordinis maris* を選んだのである。<sup>(四)</sup> が、その *consules ordinis maris* は、航海及び通商に関するすべての事項について、広い範囲の行政上及び司法上の権限を認められていた。ことに、かれらはその組合の裁判所 *curia ordinis maris* の裁判官でもあつた。その裁判権も、最初は単に、組合員の紛争を調停するだけのものであつたが、後に、一三三六年に *curia maris* の判決について上訴がはつきりと禁止されてからは、*consules ordinis maris* は完全に独立の裁判官となつたのである。<sup>(五)</sup>

これとほぼ同様の制度が、ピサ以外にも、フィレンツェをはじめ、その他のイタリアの諸都市に設けられた後、バルセロナその他スペインや南フランスの諸都市にもおかれた。が、この制度が海外の領事と深い関係をもつものであつたことは明白である。というのは、それが一旦確立した都市にあつては、領事は *consules maris* によつて任命され、かつ訓令をうけるなど、職務の執行についても、すべてその監督に服する制度であつたからである。<sup>(六)</sup> *consul maris* をもつて領事の起源とする説は、おそらく、この点に着目したものとおもはれる。

しかしながら、*consul maris* を領事の起源とすることは、なによりも、つぎの理由によつて許されないことなのである。それは、*consul maris* が成立した時期が、年代的には、領事の最初の制度と考えられるべき *viconte* の成立した時期よりも後であつた、ということである。即ち、その制度が最初に設けられたのは、十三世紀の初めの頃イタリアにおいてである、と考えられる。<sup>(七)</sup> 有力な意見によると、一二〇〇年にピサにおいて最初に成立した、ともい



られる。<sup>(1)</sup>が、それは、前述のように、既に vicomte が成立し、しかもそれが consul と改められた後のことであるから。

(一) 中世に於いて、consul という名称が、色々な役人に用いられていたことについては Calvo, M., Charles, Le droit international, T. III, 1896, p. 217 参照。

(二) Phillimore, Sir Robert, Commentaries upon International Law, 3 ed., Vol. II, 1882, p. 265—7. 同様に同じ judge-consul を領事とは異なる制度であることとを認める説として Pradier-Fodéré, P., Traité de droit international public, T. IV, 1888, p. 437—8.

(三) Valroger, de Lucien, Étude sur l'institution des consuls de la mer au moyen-âge, 1891, p. 12.

(四) Schaubé, Adolf, Das Konsulat des Meeres in Pisa, 1888, S. 43.

(五) Valroger, op. cit., p. 17—8. consul maris は、乍らして海事に関する特別の裁判官であった。それは、ピサの場合に限られたものではなからう。その点に於いて、consul maris は、当時の領事 consul d'outre mer の制度と共通である。この種の consul の裁判管轄権に関しては、Consulate del mare のなかにも明確に規定されている。Holtendorff, Franz von, Handbuch des Völkerrechts, 1885—7, Bd. I, § 77, p. 354. 又 Phillimore, op. cit., Vol. II, p. 266, note (e) が、これを領事 consul d'outre mer の裁判管轄権の例として指摘していることは正確ではなからう。その Consulate del mare に含まれている規定とは、一三三四年のヴァレンチアにおける consul の裁判手続に関する規則のことである。が、その場合の consul とは、consul maris のことであるから。なほ、その規則に関しては、Pardessus, op. cit., T. V, p. 374—93 参照。

(六) Valroger, op. cit., p. 22.

(七) Valroger, op. cit., p. 64.

(八) Schaubé, a. a. O. S. 11—4. Pardessus は「一〇六三年のトランシー Triani の海法のなかで」 consuls de la mer に関する多くの規定がある、と云う。Pardessus, op. cit., T. V., p. 237—47. が「Schaubé によると」この海法は一四五三年に編纂されたものであることが証明された Schaubé, a. a. O. S. 279—80.」

## 六

上述のように、viconte が領事の起源である。とするならば、領事は最初から本国の商業都市によつて任命され、派遣されたものである、ということになる。

従つて、しばしば主張されるように、領事は、最初は植民地の商人たちがかれらの間から選挙したもので、かれらの代表に外ならないものであつた、<sup>(一)</sup>という意見は支持しがたいものといわなくてはならない。たしかに、領事は最初から、原則としては派遣領事 consules missi であつて、選挙された領事 consules electi ではなかつた。すくなくとも、歴史的に証明されうるかぎりではそうである。もつとも、中世において、consules electi と称せられる種類の領事制度があつたことは事実である。上述の説は、おそらくこの制度に着目して、それが領事の最初のものであつたと考えたのであろう。それ以外に、歴史的に根拠となりうる事実は認められないからである。しかしながら、それをもつて領事の起源とすることは明かに誤りである。というのは、中世に存在した consules electi は、例外的な場合に認められ、かつ consules missi を補充するための特別の制度にすぎなかつたから。このことは、その二つの制度を比較考察することによつて、自ら明かとなるであらう。

このことに関して、まづ注意すべきことは、各都市の法律が、古くから領事の任命に関して、はつきりと規定していることである。

その場合、都市のいかなる機関が領事の任命権を有するかは、各都市により、又時代によつて異なる。

例えば、マルセイユにおいては十三世紀の中頃、即ちその都市が自治を認められていた頃には、その都市の長官である *Rector communis* が領事を任命した。<sup>(12)</sup> 又、ピサでは、上述のように、*consules maris* が領事の任命権をもつていた。即ち、一二八六年のピサの法律 *Breve Pisani communis* によれば、*consules maris* が *ordo maris* の小評議会の協力をえて *consules missi* を任命することになつてゐる。<sup>(13)</sup> しかし、この原則に対しては二つの例外が認められた。それは、アッコンの領事とシリアの領事だけは、都市の大評議会によつて領事の任命が行われたことである。<sup>(14)</sup>

しかしながら、*consules maris* の制度が、年代的には領事制度よりも後に確立したものであつたことは上述のとおりである。そうすれば、その制度が確立する以前においては、誰が領事を任命したのか。このことについては、古いピサの法律 *constitutum usus, rub. 2* は、二つの場合を規定してゐる。即ち、領事の任命は都市の長官がこれを行うか、或いは外国に派遣されるピサの使節 *publicus missaticus* に対して、植民地の役人を任命し設置する権利が、その派遣の際に委任されることを。そして、具体的な場合に、そのうちのいづれの方法がとられるかは、ピサの元老院が決定する、と。又、その法律 *constitutum usus, rub. 47* は、重大な場合には、元老院が直接に領事を任命することを規定してゐる。が、その場合には、元老院によつて特別に任命された委員会 *electores officialium in publico parlamento* が任命した。<sup>(15)</sup>

以上のことは、マルセイユやピサ以外の都市についても同様である。が、このように各都市の古い法律が領事の任命について規定していることは、領事が古くからそれらの都市によつて任命されたものであることを証明することになる。

しかしながら、他方において、植民地の商人たちがかれらの仲間から領事を選挙することも、可成り古くから認められていた。ただ、かかる選挙の権利がそれらの商人たちに認められたのは、極めて例外的な場合にすぎなかつた。が、このこともまた、諸都市の古い法律の規定から証明されうることである。

このことに関して第一に注意すべき点は、いかなる場合に *consules electi* が選挙されるべきであるかは、各都市の法律によつて規定されていたということ、従つて、植民地の商人たちが自由にそれを選挙しうるものではなかつた、ということである。

例えば、さきに引用したピサの法律 *constitutum usus, rub. 47* は、本国の都市が自ら領事を任命する権利を行使しない場合には、植民地に居住するピサの市民たちが、かれらの仲間から領事を選挙することを規定している。<sup>(六)</sup> だから、かかる *consules electi* がおかれるのは、本国の都市の派遣した領事 *consules missi* がない場合に限られるのである。

このことはまた、つぎの諸都市の法律によつても明かである。即ち、一二五三年と一二五五年のマルセイユの法律は、その都市の任命し派遣した領事がない土地において、十名ないし二十名のマルセイユ市民がいる場合には、かれらは一名を選んで領事とすることができる、と規定している。そして、その領事は、かれを選挙した人たちのみならず、その選挙の後に到着したマルセイユの市民に対しても支配権を有するものである。<sup>(七)</sup>

同様のことはまた、一三九七年のアンコナの海法 *Rub. XLV I, XLV III* のなかにも、<sup>(八)</sup> 詳しく規定されている。即ち、(一)アンコナの市民が海外において六名以上いる場合には、かれらの間の紛争を裁判するために、かれらはそのなかの一名を選んで領事とすることができる。が、(二)かくして選挙された領事は、一時的に職権を行使しうるにすぎない。即ち、かれは、アンコナ市が任命した領事がいる間は、その職権を行使することができない。従つて、アン

コナ市の任命した領事が到着するや否や、直ちにその職権の行使を停止されることになる。(三)その海外で選挙される領事は、その地にいるアンコナの市民の多数決によつて選挙される。そして、その領事は、アンコナ市によつて任命された領事と同一の権力と権威とを有する、と。

第二に注意すべきことは、それらの諸都市の法律はまた、植民地の人たちがいかなる人物を領事に選挙しうるか、その資格についてもはつきりと規定していた、ということである。

例えば、一二八六年のピサの法律 *Breve Pissani communis* によれば、アレキサンドリアとタミエテの *consules electi* の資格に関して、それがピサの市民であることと、現に商業に従事するもので、評判のよい人物であることが要求されている。<sup>(九)</sup> また上述の一三九七年のアンコナの海法 *Rub. XLVH* も、同様に、*consules electi* に選挙される人物は、二十五才以上の年齢に達したアンコナ市民であること、及び、もしその年齢に達しないものが領事に選挙されて、それを受諾した場合には、一定の罰金が科せられることと、その選挙が無効であることを規定している。<sup>(一〇)</sup> さらに、第三に注意すべきことは、任期に関して各都市の法律が明白に規定していて、それによると *consules electi* については、*consules missi* よりも短い任期が定められていた、ということである。

即ち、*consules missi* の場合には、一般に一年か二年、又は三年の任期が定められた。例えば、ヴェネチアの場合は二年、又十五世紀の終りにオットマン帝国にある植民地においては三年の任期であつた。ゼノアの場合は、近東の大きな植民地においては一年、チュニスのような余り重要でない植民地においては二年又は三年であつた。又、ピサの場合は二年、アンコナの場合は三年、マルセイユの場合は一年であつた。<sup>(一一)</sup> アラゴンの領事は、十三世紀には二年又は四年、バルセロナの場合には、十四世紀の終り以来、三年の任期が定められた。

これに反して、*consules electi* の場合には、一般に三ヶ月とか六ヶ月というような一層短い任期が定められてい

たようである。即ち、アレキザンドリアにおけるピサの領事の場合には、*consules missi* は二年の任期であつたのに対して、*consules electi* は六カ月の任期であつた。<sup>(111)</sup> 又一三二六年のゼノアの法律によると、当時のゼノアの *consules missi* が、一般に一年の任期であつたのに対して、*consules electi* の任期は三カ月であつた。<sup>(112)</sup>

以上の諸点を根拠として考えるならば、海外の植民地において、その地に居住する商人たちの間から選挙された領事 *consules electi* は、例外的な場合にだけ、つまり、本国の都市によつて任命され派遣された領事 *concul missi* がない場合に限つて、一時的に認められたもので、後者を補充するための制度にすぎなかつた、ということが明かとなるであろう。しかもその選挙は、本国の都市の法律によつて、あらかじめはつきりと規定されていたところにもとづいて行われるべきもので、決して植民地の商人たちが自由に行いうるものではなかつた、ということも。

従つて、上述の説が、中世に存在した *consules electi* の制度をもつて領事制度の起源と考えるとするならば、それは明かに誤りであるという外はない。<sup>(114)</sup>

かくして、結局、今日歴史的に証明されうる限り、領事は最初から、本国の都市によつて任命され派遣されたものであつて、しばしば主張されるように、植民地の商人たちが、自主的にかねらの代表としてその仲間の一人を選んだのが領事制度の起りなのではない、と結論することが正当であろう。

(11) Claviere, de Maulde-la—, *La diplomatie au temps de Machiavel*, T. III, 1893, p. 293—7. 領事を、植民地の商人の団体によつて選挙されたもの、というのではなくて、これもまたしばしばいわれることではあるが、ただ漠然と、商人の団体によつて選挙されたものであるというのならば、必ずしも誤りとはいえないであろう。ただし、その商人の団体を、商業都市を構成する市民の全体を意味するものと解釈する限りでは。たしかに、中世の領事は、かかる意味において商人の団体によつて選挙されたものであり、それゆゑに都市的なものであつた。そして、それが国家によつて任命されることになつたの

は、近世になつてからであるから。しかしながら、それだからといつて、領事が単に商人の代表にすぎないもので、何ら政治上の任務を有するものではないといふ意見 Claviere, op. cit., I. III, p. 295—6. は、賛成しがたいものである。

- (二) Salles, op. cit., p. 16; Valroger, op. cit., p. 4.
- (三) Schaubé, a. a. O. S. 155; Valroger, op. cit., p. 22.
- (四) Schaubé, a. a. O. S. 157.
- (五) Schaubé, a. a. O. S. 155—6.
- (六) Schaubé, a. a. O. S. 156.
- (七) Salles, op. cit., p. 19.
- (八) Pardessus, op. cit., T. V, p. 159—60.
- (九) Schaubé, a. a. O. S. 158.
- (一〇) Pardessus, op. cit., T. V, p. 160.
- (一一) Salles, op. cit., p. 93—4. 一三八一年のバルセロナの法律は、アレキサンドリアにおける領事の任期を三年とする。が、もしかかれが立派な人物で、しかも任地の商人たちがかれを称賛し、その留任を欲するような商人である場合には、さらに三年の任期が更新せられる、と定めている Pardessus, op. cit., T. V, p. 474—5. 一三八六年のバルセロナの法律もまた、ダマスにおける領事に関して、同様のことを規定している Pardessus, op. cit., T. V, p. 478. かかる任期の更新が一般に認められていたかどうかは明かでない。ピサのアレキサンドリアにおける領事の場合には、任期満了の後は、十年間は再選せられなからと定められていた Schaubé, a. a. O. S. 157.
- (一二) Schaubé, a. a. O. S. 157—8.
- (一三) Salles, op. cit., p. 19.

(一四) このことに関して、Schaube はかれの他の論文において、*consules missi* と *consules electi* とは、別々の起源の制度である。前者は、上述の *vicecomites* を起源とするが、後者は、地中海の西部沿岸に建設された商業植民地に発達したもので、商人の自治的な団体組織にもとづくものである、と。つまり、商人たちが外国で集団生活をいとなみ、本国の都市の慣習に適合した組織を作つて、かれらの代表を自ら選挙した。これが *consules electi* の起りである、というのである。そして、この二つの類型の領事が同一の場所に同時に存在していたことが、その二つが本来別々の起源である何よりの証拠である、と。その例として Schaube は、ピサがアレキサンドリアに設けた植民地に、その二つの種類の領事が同時に存在したと、十三世紀の中頃にシリアに派遣されたゼノアの総領事が、*consules Januensium in Syria et vicecomites pro communi* とする二重の称号を有していたことを指摘する。Schaube, Adolf, *La proxénie au moyen age, Revue de droit international et de législation comparée*, XXVIII, 1896, p. 525—6. 参照。この主張は、結局、領事制度の起源に関して、*consules missi* をそれであるとする説と *consules electi* をそれであるとする説の妥協をはかつたものである。

しかしながら、この Schaube の説に対しては、*consules* のことが答えられなくてはならぬ。

第一に、*consules electi* が商人の自治的な団体組織にもとづいて成立したとすることについては異論はない。しかし、このことは、*consules electi* に限つたことではなからぬ。*consules missi* についても、同様のことがいわれる。

第二に、Schaube がかれの説の論拠としてあげた二つの例は、いづれも十分な弁明とはなりえない。

即ち、第一の例、アレキサンドリアに同時に *consules missi* と *consules electi* とが存在した点に関して、Schaube の根拠は、結局、ピサの法律がアレキサンドリアにおけるその二つの種類の領事の選任についての規定を設けていた、という点にある。それは、一二八六年の法律 *Breve Pisani Communis*, I, 98. のことである。がこの法律については、Schaube は、かれの他の著書のなかでいっている。即ち、前掲の Schaube, *Das Konsulat des Meeres in Pisa*, S. 157—8 参照。



しかしながら、その法律がその二つの種類の領事の選任について規定したということは、その二つの種類の領事が、現実に同時にアレキサンドリアに存在していたことの証拠にはなりえない。それは、既に説明したように、*consules missi* がない場合に、*consules electi* を選挙する必要のためなのである。

第二の例、十三世紀に、シリアにおけるゼノアの総領事が、*vicecomites* と *consules* との二つの称号を有していたといふことも、同様に充分な理由ではない。それも、既に説明したように、*vicecomites* という名称が、後に *consules* と改められたその過渡期においては、そのように二つの名称が併用されることがあつたからなのである。